

■森の手入れとその効果

人工林は材木の生産を目的に伐採、造林、保育、間伐を約50年かけてサイクルするように計画されています。

例えばスギ植樹の場合はヘクタール当たり3,000本程度とかなり密集して植えるのですが、これは樹木を真っすぐに成長させるためです。

しかし、密集したまま放置すると、日が当たらず何年たっても一本一本が太くならないため、立ち枯れしたり、何より材木としての価値がほとんど上がりません。

そのため、おおむね19年、25年、33年、46年の4回をめぐりに20~30%程度の間伐を行うなどの手入れをすることにより、立派な太さのスギ丸太材の生産が可能となります。



手入れが行われない森林では、太い木に成長できません



適切な間伐を行った森林

はじまります。新たな森の手入れ方法

～新たな森林経営管理法とその事業内容について～

▶ 問い合わせ先＝農林課林業係(☎内線7125)

本事業は平成31年度より開始されます。初年度は基本管理計画策定などの準備作業が主な内容となる予定です。市では、今後私有林(人工林)の管理について、着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成31年度の事業計画について

この「新たな森林経営管理事業」の財源は、平成36年度より始まる住民税と一緒に国が賦課する1人当たり千円の「森林環境税」が財源となります。

○森林環境税

事業の財源

制度の趣旨

森林資源の活用については、森林の多面的機能(水源かん養機能、治山・治水機能、二酸化炭素吸収機能など)の發揮のため、適切な伐採、造林、保育などを実施することが重要とされています。本号では、林業の成長産業化と、森林資源の適切な管理を両立するために法制化された「新たな森林経営管理法」について紹介します。

○「新たな森林経営管理法」

現状の課題に、多くの森林所有者の林業経営意欲が低下している一方、多くの意欲と能力のある林業経営者は、事業規模拡大のための事業地確保が難しいことがあります。そこで、経営や管理が適切に行われていない森林について、「市町村」が仲介役となつて「森林所有者」と「意欲と能力のある林業経営者」をつなぐシステムが「森林経営管理法」として法制化されました(概要は3ページ下図のとおり)。

大船渡市内で制度の対象となる森林

○対象森林

新たな森林経営管理法の対象となる森林は、私有林でスギやマツなどの人工林です。本市の森林面積約2,641.4haのうち、私有林は約1,754.3haであり、この制度の対象となる私有林・人工林は約8,672haとなります。

本市の取り組み

○基本管理計画の策定

市は、森林管理は所有者が責任を持つて行うことを基本としつつ、経営や管理が適切に行われていない森林については林齢、樹種、地形、林道や市有林との隣接の有無などを総合的に分析し、どのように管理するのが適切か、20年周期程度の基本管理計画の策定を行います。

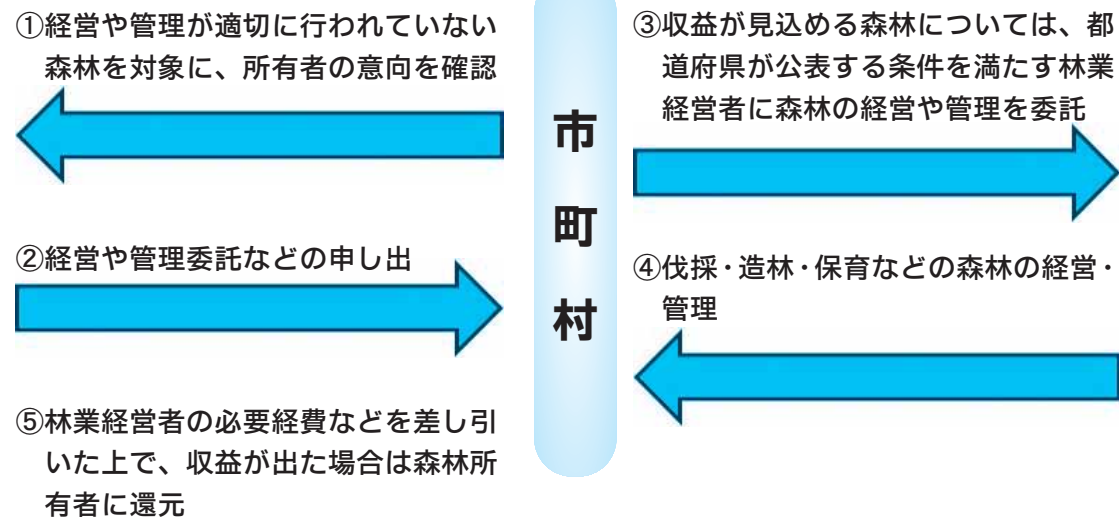
その計画をもとに、毎年一定面積の森林所有者への意向調査を行い、市に委託を希望する場合は、境界確認などを行った上で、所有者の森林を

「新たな森林経営管理法」の概要

意欲と能力のある林業経営者

市町村

森林所有者



一括し大規模に管理するための計画を立てます。次に、大規模化によって林業経営的に、①収益が見込める森林②収益が見込めない森林の2つに区別します。①については民間事業者(意欲と能力のある林業経営者)に経営管理を任せるとし、②については市が直接管理することとします。

○森林の返還
収益が見込める森林は、民間事業者の手によって伐採、造林、保育が行われ、15年以上(最長50年程度)管理した後、森林所有者へ返還されます。また、民間事業者の必要経費などを差し引いた上で収益が出た場合は、森林所有者へ還元されます。収益が見込めない森林は、間伐などを行いながら収益性を検討し、次のような手続きをとります。
・収益が見込めると判断し民間事業者に再委託する。
・収益が見込めないと判断し、最終的に針葉樹と広葉樹の雑木林(複層林化)にしてあまり手の掛からない森林として所有者へ返還する。